

令和5年11月

法人・個人事業主のお客様 各位

中ノ郷信用組合

当組合のインボイス制度に伴う対応について

平素より中ノ郷信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)がスタートしました。当組合の適格請求書発行事業者登録番号、及び当組合の適格請求書(インボイス)発行に関する対応をご案内致します。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

中ノ郷信用組合 T 6010605000966

2. 当組合の適格請求書(インボイス)発行に関する対応

(1) 窓口等でお支払いいただく手数料について

窓口等で各種手数料(振込手数料等)をお支払いいただいた場合は、インボイスの要件を満たした書類(「領収証」等)を交付します。

(2) 口座振替でお支払いいただく手数料について

口座振替でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイス発行の求めに応じて「インボイス通知書」を交付します。

「インボイス通知書」をご希望されるお客様は、窓口にお申し出ください。「インボイス通知書発行申込書」をお渡します。

(3) ATM・両替機のお取引について

ATM・両替機でのお取引については、インボイスの交付が免除される「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当しますので、インボイスの交付は致しません。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

一定の記載事項とは、「自動サービス機による課税仕入れである旨」、及び「ATM等の設置場所(中ノ郷信用組合〇〇支店 ATM 等)」となっております。

ご不明な点は取引窓口までお問い合わせください。